

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和4年10月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注										
イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若し(は早朝)の場合又は深夜の場合	特定事業所加算 ()	特定事業所加算 +20/100	特定事業所加算 ()	特定事業所加算 +10/100	特定事業所加算 +3/100	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算					
	(2) 20分以上30分未満 (250単位)																			
	(3) 30分以上1時間未満 (396単位)																			
	(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに +84単位)																			
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+17単位(219単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 ()	特定事業所加算 +10/100	特定事業所加算 ()	特定事業所加算 +5/100	指定居宅介護事業所で障害者等が介護従事者若しくは研修受修者として研修受修終了者等により行われる場合 ×70/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者を専任研修終了者により行われる場合 ×93/100	指定重度訪問介護事業所が行われる場合 ×83/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×30/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位			
(2) 45分以上 (225単位)																				
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 99単位)																			
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)																				
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位)																			
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)																			
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)																			
	(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)																			
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×100/1000)																			
	(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×55/1000)																			
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42/1000)																			
セ 介護職員等ベースアップ等加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																		

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 92 / 100	+15 / 100	+10 / 100	+5 / 100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)
-------------	--

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)
----------------	--

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×23 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
--------------	--	--------------------------------

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×15 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
-----------------	--	--------------------------------

介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
------------------	-------------------------	--------------------------------

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明
- | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|---------------|
| + | 単位 | + | 所定単位数 | + | 単位 |
| - | 単位 | - | 所定単位数 | - | 単位 |
| × | / 100 | × | 所定単位数 | × | / 100 |
| + | / 100 | + | 所定単位数 | + | 所定単位数 × / 100 |

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算()	複数名訪問加算()	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算()	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示文書の訪問看護指示期間の日数につき算定(1日につき)	
	(2) 30分未満 (470単位)															
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)															
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)															
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (299単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100															
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位			
	(2) 30分未満 (398単位)															
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)															
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)															
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	×90/100	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×90/100	+300単位	+300単位	+300単位	1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	-97単位									
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算() (1月につき +200単位)															
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合 (一) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位) (2) ハを算定する場合 (一) サービス提供体制強化加算() (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき +23単位)															

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入

1月以内の1回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1回につき +6単位)							
			(2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1回につき +3単位)							

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(イ) (イ)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(ロ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)		+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (361 単位) 要介護2 (392 単位) 要介護3 (421 単位) 要介護4 (450 単位) 要介護5 (481 単位)			1日につき +30単位																							
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (431 単位) 要介護2 (468 単位) 要介護3 (544 単位) 要介護4 (601 単位) 要介護5 (677 単位)																										
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (554 単位) 要介護2 (630 単位) 要介護3 (727 単位) 要介護4 (824 単位) 要介護5 (932 単位)				3時間以上4時間未満の場合 +12単位																						
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (626 単位) 要介護2 (711 単位) 要介護3 (821 単位) 要介護4 (932 単位) 要介護5 (1,077 単位)					4時間以上5時間未満の場合 +16単位																					
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (694 単位) 要介護2 (799 単位) 要介護3 (819 単位) 要介護4 (950 単位) 要介護5 (1,077 単位)					5時間以上6時間未満の場合 +20単位																					
	(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (824 単位) 要介護2 (953 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,252 単位) 要介護5 (1,325 単位)					6時間以上7時間未満の場合 +24単位																					
	(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (734 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,166 単位) 要介護5 (1,325 単位)					7時間以上の場合 +28単位																					
	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (361 単位) 要介護2 (392 単位) 要介護3 (421 単位) 要介護4 (450 単位) 要介護5 (481 単位)	x70/100	x70/100	+3/100																							
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (431 単位) 要介護2 (468 単位) 要介護3 (544 単位) 要介護4 (601 単位) 要介護5 (677 単位)																										
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (554 単位) 要介護2 (630 単位) 要介護3 (727 単位) 要介護4 (824 単位) 要介護5 (932 単位)					3時間以上4時間未満の場合 +12単位																					
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (626 単位) 要介護2 (711 単位) 要介護3 (821 単位) 要介護4 (932 単位) 要介護5 (1,077 単位)					4時間以上5時間未満の場合 +16単位																					
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (694 単位) 要介護2 (799 単位) 要介護3 (819 単位) 要介護4 (950 単位) 要介護5 (1,077 単位)					5時間以上6時間未満の場合 +20単位																					
	(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (824 単位) 要介護2 (953 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,252 単位) 要介護5 (1,325 単位)					6時間以上7時間未満の場合 +24単位																					
	(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (734 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,166 単位) 要介護5 (1,325 単位)					7時間以上の場合 +28単位																					
(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (361 単位) 要介護2 (392 単位) 要介護3 (421 単位) 要介護4 (450 単位) 要介護5 (481 単位)				1日につき +30単位																							
(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (431 単位) 要介護2 (468 単位) 要介護3 (544 単位) 要介護4 (601 単位) 要介護5 (677 単位)																											
(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (554 単位) 要介護2 (630 単位) 要介護3 (727 単位) 要介護4 (824 単位) 要介護5 (932 単位)					3時間以上4時間未満の場合 +12単位																						
(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (626 単位) 要介護2 (711 単位) 要介護3 (821 単位) 要介護4 (932 単位) 要介護5 (1,077 単位)					4時間以上5時間未満の場合 +16単位																						
(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (694 単位) 要介護2 (799 単位) 要介護3 (819 単位) 要介護4 (950 単位) 要介護5 (1,077 単位)					5時間以上6時間未満の場合 +20単位																						
(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (824 単位) 要介護2 (953 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,252 単位) 要介護5 (1,325 単位)					6時間以上7時間未満の場合 +24単位																						
(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (734 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,166 単位) 要介護5 (1,325 単位)					7時間以上の場合 +28単位																						

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
八 大規模の事業所（一）の場合 病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (353単位) 要介護2 (384単位) 要介護3 (411単位) 要介護4 (441単位) 要介護5 (469単位)	利用者数の減少が見られる場合 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の常駐・介護職員数の減少が一定以上している場合 感染症又は災害の発生・非常時等 理学療法士等体制強化加算 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合 リハビリテーション提供体制加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 入浴介助加算() 入浴介助加算() ハビテーションマージン加算(A) ハビテーションマージン加算(B) 短期集中訓練ハビテーション実施加算 認知症短期集中ハビテーション実施加算() 認知症短期集中ハビテーション実施加算() 生活行為向上ハビテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 高齢アセスメント加算 栄養改善加算 栄養改善加算 口腔「栄養」スクリーニング加算() 口腔「栄養」スクリーニング加算() 口腔機能向上加算() 口腔機能向上加算() 重症療養管理加算 中重度者ケア体制加算 科学的介護推進体制加算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所ハビテーションを行う場合 事業所が送迎を行う場合	1日につき +30単位																									
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (423単位) 要介護2 (477単位) 要介護3 (531単位) 要介護4 (586単位) 要介護5 (645単位)																											
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (542単位) 要介護2 (616単位) 要介護3 (710単位) 要介護4 (806単位) 要介護5 (920単位)		3時間以上4時間未満の場合 +12単位																									
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (606単位) 要介護2 (689単位) 要介護3 (796単位) 要介護4 (902単位) 要介護5 (1,043単位)		4時間以上5時間未満の場合 +16単位																									
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (687単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (919単位) 要介護4 (1,043単位) 要介護5 (1,211単位)		5時間以上6時間未満の場合 +20単位																									
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (797単位) 要介護2 (919単位) 要介護3 (1,066単位) 要介護4 (1,211単位) 要介護5 (1,408単位)		6時間以上7時間未満の場合 +24単位																									
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (841単位) 要介護2 (973単位) 要介護3 (1,129単位) 要介護4 (1,282単位) 要介護5 (1,480単位)		8時間以上8時間未満の場合 +50単位 8時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位																								
	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (353単位) 要介護2 (384単位) 要介護3 (411単位) 要介護4 (441単位) 要介護5 (469単位)		利用者数の減少が見られる場合 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の常駐・介護職員数の減少が一定以上している場合 感染症又は災害の発生・非常時等 理学療法士等体制強化加算 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合 リハビリテーション提供体制加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 入浴介助加算() 入浴介助加算() ハビテーションマージン加算(A) ハビテーションマージン加算(B) 短期集中訓練ハビテーション実施加算 認知症短期集中ハビテーション実施加算() 認知症短期集中ハビテーション実施加算() 生活行為向上ハビテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 高齢アセスメント加算 栄養改善加算 栄養改善加算 口腔「栄養」スクリーニング加算() 口腔「栄養」スクリーニング加算() 口腔機能向上加算() 口腔機能向上加算() 重症療養管理加算 中重度者ケア体制加算 科学的介護推進体制加算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所ハビテーションを行う場合 事業所が送迎を行う場合	1日につき +30単位																								
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (423単位) 要介護2 (477単位) 要介護3 (531単位) 要介護4 (586単位) 要介護5 (645単位)																											
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (542単位) 要介護2 (616単位) 要介護3 (710単位) 要介護4 (806単位) 要介護5 (920単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位																								
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (606単位) 要介護2 (689単位) 要介護3 (796単位) 要介護4 (902単位) 要介護5 (1,043単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位																								
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (687単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (919単位) 要介護4 (1,043単位) 要介護5 (1,211単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位																								
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (797単位) 要介護2 (919単位) 要介護3 (1,066単位) 要介護4 (1,211単位) 要介護5 (1,408単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位																								
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (841単位) 要介護2 (973単位) 要介護3 (1,129単位) 要介護4 (1,282単位) 要介護5 (1,480単位)			8時間以上8時間未満の場合 +50単位 8時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位																							
	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (353単位) 要介護2 (384単位) 要介護3 (411単位) 要介護4 (441単位) 要介護5 (469単位)			利用者数の減少が見られる場合 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の常駐・介護職員数の減少が一定以上している場合 感染症又は災害の発生・非常時等 理学療法士等体制強化加算 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合 リハビリテーション提供体制加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 入浴介助加算() 入浴介助加算() ハビテーションマージン加算(A) ハビテーションマージン加算(B) 短期集中訓練ハビテーション実施加算 認知症短期集中ハビテーション実施加算() 認知症短期集中ハビテーション実施加算() 生活行為向上ハビテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 高齢アセスメント加算 栄養改善加算 栄養改善加算 口腔「栄養」スクリーニング加算() 口腔「栄養」スクリーニング加算() 口腔機能向上加算() 口腔機能向上加算() 重症療養管理加算 中重度者ケア体制加算 科学的介護推進体制加算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所ハビテーションを行う場合 事業所が送迎を行う場合	1日につき +30単位																							
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (423単位) 要介護2 (477単位) 要介護3 (531単位) 要介護4 (586単位) 要介護5 (645単位)																											
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (542単位) 要介護2 (616単位) 要介護3 (710単位) 要介護4 (806単位) 要介護5 (920単位)				3時間以上4時間未満の場合 +12単位																							
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (606単位) 要介護2 (689単位) 要介護3 (796単位) 要介護4 (902単位) 要介護5 (1,043単位)				4時間以上5時間未満の場合 +16単位																							
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (687単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (919単位) 要介護4 (1,043単位) 要介護5 (1,211単位)				5時間以上6時間未満の場合 +20単位																							
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (797単位) 要介護2 (919単位) 要介護3 (1,066単位) 要介護4 (1,211単位) 要介護5 (1,408単位)				6時間以上7時間未満の場合 +24単位																							
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (841単位) 要介護2 (973単位) 要介護3 (1,129単位) 要介護4 (1,282単位) 要介護5 (1,480単位)				8時間以上8時間未満の場合 +50単位 8時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位																						

○又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、この単位数を算入

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上している場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所ハビテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対外的算定項目

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		回数等により施設の利用条件を定める場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	単独のユニット・グループユニット毎に配置しない場合	自立型短期入所生活介護を行う場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合	介護職員配置の人数が基準に満たない場合				
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費 <従来型型>	要介護1： 638 単位																				
			要介護2： 707 単位																				
		要介護3： 778 単位																					
		要介護4： 847 単位																					
	(二) 単独型短期入所生活介護費 <多床型>	要介護1： 638 単位																					
		要介護2： 707 単位																					
	2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費 <従来型併設型>	要介護1： 596 単位																				
			要介護2： 665 単位																				
			要介護3： 737 単位																				
		(二) 併設型短期入所生活介護費 <多床型>	要介護1： 596 単位																				
要介護2： 665 単位																							
要介護3： 737 単位																							
ロ ネット型短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設型>	要介護1： 806 単位																				
			要介護2： 881 単位																				
		要介護3： 949 単位																					
		要介護4： 1017 単位																					
	(二) 経過型併設型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設型多床型>	要介護1： 738 単位																					
		要介護2： 806 単位																					
	2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設型>	要介護1： 655 単位																				
			要介護2： 727 単位																				
			要介護3： 799 単位																				
		(二) 経過型併設型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設型多床型>	要介護1： 655 単位																				
要介護2： 727 単位																							
要介護3： 799 単位																							

ハ 療養費加算 (1日につき 1単位を加算(1日に1回を限度))		
ニ 在宅中重度者受入加算	1) 看護体制加算(又は)「又は」を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)	
	2) 看護体制加算(又は)「又は」を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)	
	3) 「1」「2」いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 413単位を加算)	
	4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)	
ホ 認知症専門ケア加算	1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)	
	2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)	
サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算)	
	2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算)	
	3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	
介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算() (1日につき + 所定単位×3/1000)	所定単位は、イからへまでより算定した単位数の合計
	2) 介護職員処遇改善加算() (1日につき + 所定単位×4/1000)	
	3) 介護職員処遇改善加算() (1日につき + 所定単位×3/1000)	
イ 介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1日につき + 所定単位×2/1000)	所定単位は、イからへまでより算定した単位数の合計
	2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1日につき + 所定単位×2/1000)	
介護職員等特定処遇改善加算 (1日につき + 所定単位×1/1000)		所定単位は、イからへまでより算定した単位数の合計
サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給調整管理の対応外の算定項目		

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
			活動を行う職員の勤務表を基に算定しない場合	利用者の数及び入所者の数合計が人員定数を超過する場合は、人員定数を算定する	医師、看護師、介護職員等の合計が人員定数を超過する場合は、人員定数を算定する	栄光のユニットリーダーをユニット毎に配置し、作業療法士、作業療法士、作業療法士等の人数が基準に満たない場合は、人員定数を算定する	活動員配置加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算												
1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ()	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [基本型]	要介護1 (752 単位) 要介護2 (799 単位) 要介護3 (861 単位) 要介護4 (914 単位) 要介護5 (966 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240 単位	+78 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位												
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 (867 単位) 要介護2 (876 単位) 要介護3 (930 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,044 単位)																							
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [基本型]	要介護1 (827 単位) 要介護2 (939 単位) 要介護3 (991 単位) 要介護4 (1,045 単位)																							
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (976 単位) 要介護2 (1,014 単位) 要介護3 (1,071 単位) 要介護4 (1,129 単位) 要介護5 (1,178 単位)																							
	二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [療養型]	要介護1 (861 単位) 要介護2 (976 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,131 単位) 要介護5 (1,210 単位)																							
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [療養型]	要介護1 (841 単位) 要介護2 (1,057 単位) 要介護3 (1,135 単位) 要介護4 (1,210 単位) 要介護5 (1,290 単位)																							
	三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [療養型]	要介護1 (855 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,103 単位) 要介護5 (1,183 単位)																							
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [療養型]	要介護1 (857 単位) 要介護2 (934 単位) 要介護3 (1,029 単位) 要介護4 (1,106 単位) 要介護5 (1,183 単位)																							
	四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (782 単位) 要介護2 (845 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (948 単位) 要介護5 (1,004 単位)																							
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (811 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (920 単位) 要介護4 (971 単位) 要介護5 (1,024 単位)																							
	2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ()	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [基本型]												要介護1 (833 単位) 要介護2 (879 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (997 単位) 要介護5 (1,049 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位	+240 単位
			b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [在宅強化型]												要介護1 (879 単位) 要介護2 (905 単位) 要介護3 (1,018 単位) 要介護4 (1,075 単位) 要介護5 (1,133 単位)											
			c) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [基本型]												要介護1 (833 単位) 要介護2 (879 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (997 単位) 要介護5 (1,049 単位)											
			d) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]												要介護1 (879 単位) 要介護2 (955 単位) 要介護3 (1,018 単位) 要介護4 (1,075 単位) 要介護5 (1,133 単位)											
			e) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [療養型]												要介護1 (1,026 単位) 要介護2 (1,143 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,296 単位) 要介護5 (1,374 単位)											
			f) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [療養型]												要介護1 (944 単位) 要介護2 (1,026 単位) 要介護3 (1,143 単位) 要介護4 (1,221 単位) 要介護5 (1,296 単位)											
g) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [療養型]			要介護1 (1,020 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,193 単位) 要介護4 (1,269 単位) 要介護5 (1,345 単位)																							
h) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [療養型]			要介護1 (944 単位) 要介護2 (1,020 単位) 要介護3 (1,116 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,269 単位)																							
二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>		a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (862 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (977 単位) 要介護4 (1,028 単位) 要介護5 (1,080 単位)																							
		b) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (924 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)																							
		c) ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (863 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (977 単位) 要介護4 (1,028 単位) 要介護5 (1,080 単位)																							
		d) 経過のユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (924 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)																							
三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>		a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,029 単位)																							
		b) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,029 単位)																							
		c) ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,029 単位)																							
四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>		a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,029 単位)																							
	b) 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,029 単位)																								
	c) ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,029 単位)																								
3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満 (650 単位) 二) 4時間以上5時間未満 (908 単位) 三) 5時間以上6時間未満 (1,269 単位)																									
注 特別療養費																										
注 療養体制維持特別加算			一)療養体制維持特別加算 () (1日につき 27単位を加算) 二)療養体制維持特別加算 () (1日につき 57単位を加算)																							
4) 総合医学管理加算			(利用中に7日を限度に、1日につき 275単位を加算)																							
5) 療養食加算			(1回につき 48単位を加算(1日に3回を限度))																							
6) 認知症専門ケア加算			一)認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) 二)認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)																							
7) 緊急時施設療養費			一) 緊急時施設療養費 (療養型個室以外の個室) 1)1月に1回以上発生し、1日につき1.8単位を算定する 2)療養型個室の個室 1)1月に1回以上発生し、1日につき1.8単位を算定する 二) 特定加算 1)1月に1回以上発生し、1日につき1.8単位を算定する																							
8) サービス提供体制強化加算			一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算) 二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算) 三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)																							
9) 介護職員処遇改善加算			一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 19 / 100) 二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 29 / 100) 三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 15 / 100)																							
10) 介護職員等特定処遇改善加算			一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 21 / 100) 二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 17 / 100)																							
11) 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき + 所定単位 × 8 / 100)																							
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																										
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																										
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																										
特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目																										

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	電動のユニットリフトをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	廊下端が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費() 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費() <従来型個室>	要介護1 (690 単位) 要介護2 (740 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (839 単位) 要介護5 (889 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (717 単位) 要介護2 (770 単位) 要介護3 (822 単位) 要介護4 (874 単位) 要介護5 (926 単位)								
		c 診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (708 単位) 要介護2 (759 単位) 要介護3 (810 単位) 要介護4 (861 単位) 要介護5 (913 単位)								
		d 診療所短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (796 単位) 要介護2 (846 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (945 単位) 要介護5 (995 単位)								
		e 診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (934 単位) 要介護4 (985 単位) 要介護5 (1,037 単位)								
		f 診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (921 単位) 要介護4 (971 単位) 要介護5 (1,023 単位)								
	(二) 診療所短期入所療養介護費() 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費() <従来型個室>	要介護1 (611 単位) 要介護2 (656 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (746 単位) 要介護5 (790 単位)								
		b 診療所短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (719 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (808 単位) 要介護4 (853 単位) 要介護5 (898 単位)								
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費() <ユニット型個室>								要介護1 (818 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (918 単位) 要介護4 (967 単位) 要介護5 (1,017 単位)
			(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室>								要介護1 (846 単位) 要介護2 (899 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,001 単位) 要介護5 (1,054 単位)
			(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室>								要介護1 (836 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (989 単位) 要介護5 (1,040 単位)
			(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>								要介護1 (818 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (918 単位) 要介護4 (967 単位) 要介護5 (1,017 単位)
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (846 単位) 要介護2 (899 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,001 単位) 要介護5 (1,054 単位)								
	(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (989 単位) 要介護5 (1,040 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	(928 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)									
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)									
	(二) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)									
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×26/1000)									
	(二) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×10/1000)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×15/1000)									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×11/1000)									
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)										

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注																								
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合																	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,239 単位) 要介護5 (1,305 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,150 単位) 要介護2 (1,216 単位) 要介護3 (1,280 単位) 要介護4 (1,348 単位) 要介護5 (1,412 単位)																								
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,055 単位) 要介護2 (1,124 単位) 要介護3 (1,193 単位) 要介護4 (1,260 単位) 要介護5 (1,329 単位)								× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100													
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,163 単位) 要介護2 (1,230 単位) 要介護3 (1,302 単位) 要介護4 (1,369 単位) 要介護5 (1,439 単位)																								
			(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>																要介護1 (959 単位) 要介護2 (1,025 単位) 要介護3 (1,091 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,224 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100				
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>																要介護1 (1,066 単位) 要介護2 (1,132 単位) 要介護3 (1,200 単位) 要介護4 (1,266 単位) 要介護5 (1,333 単位)								
				(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4:1>介護<6:1>																a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,049 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,180 単位) 要介護4 (1,247 単位) 要介護5 (1,312 単位)																									
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (881 単位) 要介護2 (947 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,143 単位)								× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100													
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (990 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,251 単位)																								
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (786 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,048 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																					
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (894 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,025 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,156 単位)																									
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100	× 97 / 100																		
				b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)																							
			(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,115 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)								× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100												
				b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,115 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)																							
				(三) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,115 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)																							
		(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)	× 70 / 100								× 90 / 100		× 90 / 100													
			(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)																								
			(三) 6時間以上8時間未満	(1,288 単位)																								
(5) 療養費加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																										
(6) 特定診療費																												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 22単位を加算)																										
	(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 18単位を加算)																										
	(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 6単位を加算)																										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 2.6 / 1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																								
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.9 / 1000)																										
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.0 / 1000)																										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.5 / 1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.1 / 1000)																										
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)																											

※「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (539単位)					
			要介護3・4・5 (698単位)					
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (323単位)					
			要介護3・4・5 (418単位)					
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,076単位)		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (522単位)					
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算		(1) 特定事業所加算() (1月につき +505単位)						
		(2) 特定事業所加算() (1月につき +407単位)						
		(3) 特定事業所加算() (1月につき +309単位)						
		(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算		(1) 入院時情報連携加算() (1月につき +200単位)						
		(2) 入院時情報連携加算() (1月につき +100単位)						
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)		(1) 退院・退所加算()イ (+450単位)						
		(2) 退院・退所加算()ロ (+600単位)						
		(3) 退院・退所加算()イ (+600単位)						
		(4) 退院・退所加算()ロ (+750単位)						
		(5) 退院・退所加算() (+900単位)						
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)						

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
 居宅介護支援費()については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護福祉施設サービス費 (後援型等施設)	サービス費 (579 単位)																
		サービス費 (641 単位)																
		サービス費 (712 単位)																
		サービス費 (790 単位)																
(2) 介護福祉施設サービス費 (後援型等施設)	(1) 介護福祉施設サービス費 (後援型等施設)	サービス費 (579 単位)																
		サービス費 (641 単位)																
		サービス費 (712 単位)																
		サービス費 (790 単位)																
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (ユニット型)	サービス費 (741 単位)																
		サービス費 (812 単位)																
		サービス費 (879 単位)																
		サービス費 (947 単位)																
ハ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (ユニット型)	サービス費 (741 単位)																
		サービス費 (812 単位)																
		サービス費 (879 単位)																
		サービス費 (947 単位)																

安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、安費管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		運動を行う施設の利用の制限条件を満たさない場合	入居者の取次人指定係を設ける場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	補助的ユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに即る体制が未整備である場合	身体拘束の禁止未実施実績	安全管理体制未実施実績	栄養管理の実績等安全な11場合	夜間職員配置加算	地域中リハビリテーション実施加算	認知症対応型中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	近隣社会福祉法人等受入加算	在宅療養支援機能加算()	在宅療養支援機能加算()	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費() ＜従来型個室＞〔基本型〕	要介護1	714													
		要介護2	759													
		要介護3	821													
		要介護4	874													
	(二) 介護保健施設サービス費() ＜在宅強化型〕	要介護1	756													
		要介護2	828													
		要介護3	890													
		要介護4	948													
	(三) 介護保健施設サービス費() ＜多床室〕〔基本型〕	要介護1	838													
		要介護2	909													
		要介護3	978													
		要介護4	1,033													
	(四) 介護保健施設サービス費() ＜多床室〕〔在宅強化型〕	要介護1	788													
		要介護2	858													
		要介護3	928													
		要介護4	989													
(1) 介護保健施設サービス費() ＜療養型老健看護職員を配置〕	要介護1	1,003														
	要介護2	1,074														
	要介護3	1,145														
	要介護4	1,216														
(二) 介護保健施設サービス費() ＜多床室〕〔療養型〕	要介護1	836														
	要介護2	907														
	要介護3	978														
	要介護4	1,049														
(1) 介護保健施設サービス費() ＜療養型老健看護スタッフ体制〕	要介護1	1,087														
	要介護2	1,158														
	要介護3	1,229														
	要介護4	1,300														
(1) 介護保健施設サービス費() ＜特別介護保健施設サービス費〕	要介護1	700														
	要介護2	744														
	要介護3	805														
	要介護4	856														
(二) 介護保健施設サービス費() ＜多床室〕	要介護1	807														
	要介護2	872														
	要介護3	937														
	要介護4	1,002														
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室〕〔基本型〕	要介護1	841													
		要介護2	903													
		要介護3	965													
		要介護4	1,029													
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室〕〔在宅強化型〕	要介護1	841													
		要介護2	915													
		要介護3	978													
		要介護4	1,035													
	(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室の多床室〕〔基本型〕	要介護1	841													
		要介護2	915													
		要介護3	978													
		要介護4	1,035													
	(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室の多床室〕〔在宅強化型〕	要介護1	841													
		要介護2	915													
		要介護3	978													
		要介護4	1,035													
(1) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜療養型老健看護職員を配置〕	要介護1	904														
	要介護2	987														
	要介護3	1,070														
	要介護4	1,153														
(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室の多床室〕〔療養型〕	要介護1	904														
	要介護2	987														
	要介護3	1,070														
	要介護4	1,153														
(1) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室〕〔療養型〕	要介護1	960														
	要介護2	1,074														
	要介護3	1,149														
	要介護4	1,225														
(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室の多床室〕〔療養型〕	要介護1	904														
	要介護2	987														
	要介護3	1,074														
	要介護4	1,149														
(1) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室〕	要介護1	779														
	要介護2	825														
	要介護3	885														
	要介護4	937														
(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室の多床室〕	要介護1	825														
	要介護2	885														
	要介護3	937														
	要介護4	989														

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき109単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.0単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.0単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算() (1日につき 57単位を加算)
ハ 初期加算 (1日につき 3.0単位を加算)		
ニ 再入所時栄養連携加算() (2) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算() (2) 在宅強化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ホ 入所前後訪問指導加算() (2) 在宅強化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ヘ 退所時等支援加算() (2) (一) 試行的退所時指導加算 (4.0単位) (二) 退所時情報提供加算 (5.0単位) (三) 入退所前連携加算() (6.0単位) (四) 入退所前連携加算() (4.0単位) (3) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を算定)		注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の生活圏に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 1.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
チ 経口移行加算() (2) (1日につき 2.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算() (2) (1) 経口維持加算() (1月につき 4.0単位を加算) (2) 経口維持加算() (1月につき 1.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算() を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理加算() (2) (1) 口腔衛生管理加算() (1月につき 3.0単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算() (1月につき 1.0単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ル 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り)1日につき 1.0単位を加算		
ワ カかりつけ医連携業務調整加算() (2) (1) かかりつけ医連携業務調整加算() (入所者1人につき1回を限度として1.0単位を加算) (2) かかりつけ医連携業務調整加算() (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を加算) (3) かかりつけ医連携業務調整加算() (入所者1人につき1回を限度として1.0単位を加算)		
カ 緊急時施設療養費 (1) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.0単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.0単位を算定) (2) 特定治療		
コ 所定疾患施設療養費() (2) (1) 所定疾患施設療養費() (1月に1回7日を限度に、1日につき2.0単位を算定) (2) 所定疾患施設療養費() (1月に1回10日を限度に、1日につき4.0単位を算定)		
ク 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3.0単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4.0単位を加算)		
ケ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 療養型老健以外の場合 (入所後7日以内) 1日につき2.0単位を加算 療養型老健の場合 (入所後7日以内) 1日につき2.0単位を加算)		
ク 認知症情報提供加算 (1回当たり) 3.0単位を加算		
ク 地域連携診療計画情報提供加算() (2) 在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を加算)		
ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算() (2) (1月につき 3.0単位を加算)		
ネ 看護マネジメント加算() (2) (イ)(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定) (1) 看護マネジメント加算() (1月につき 3.0単位を加算) (2) 看護マネジメント加算() (1月につき 1.0単位を加算)		
ラ 排せつ支援加算() (2) (1) 排せつ支援加算() (1月につき 1.0単位を加算) (2) 排せつ支援加算() (1月につき 1.5単位を加算) (3) 排せつ支援加算() (1月につき 2.0単位を加算)		
ル 自立支援促進加算() (2) (1月につき 3.0単位を加算)		
ロ 科学的介護推進体制加算() (2) (1) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 4.0単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 6.0単位を加算)		
ロ 安全対策体制加算() (2) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を算定)		
リ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 2.0単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 1.0単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6.0単位を加算)		
ロ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数×39/1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数×39/1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数×16/1000)		注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
ク 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数×17/1000)		注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
セ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位数×2/1000)		注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計

Pf・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年1月1日から適用する。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
(一) 療養型介護療養施設サービス費 (1日に2回)	a 療養型介護療養施設サービス費 <従来型個室>	部介護1	593 単位	x95/100												
		部介護2	685 単位													
		部介護3	882 単位													
		部介護4	974 単位													
		部介護5	1,029 単位													
		部介護1	618 単位													
		部介護2	710 単位													
		部介護3	799 単位													
		部介護4	1,017 単位													
		部介護5	1,039 単位													
		部介護1	609 単位													
		部介護2	704 単位													
	部介護3	814 単位														
	部介護4	1,001 単位														
	部介護5	1,032 単位														
	b 療養型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	部介護1	686 単位	x95/100												
		部介護2	781 単位													
		部介護3	882 単位													
		部介護4	1,070 単位													
		部介護5	1,148 単位													
		部介護1	717 単位													
		部介護2	815 単位													
		部介護3	1,026 単位													
		部介護4	1,117 単位													
部介護5		1,188 単位														
部介護1		705 単位														
部介護2		803 単位														
部介護3	1,010 単位															
部介護4	1,099 単位															
部介護5	1,180 単位															
(二) 療養型介護療養施設サービス費 (1日に2回)	a 療養型介護療養施設サービス費 <従来型個室>	部介護1	542 単位	x95/100												
		部介護2	638 単位													
		部介護3	774 単位													
		部介護4	907 単位													
		部介護5	954 単位													
		部介護1	557 単位													
		部介護2	652 単位													
		部介護3	793 単位													
		部介護4	929 単位													
		部介護5	966 単位													
		部介護1	638 単位													
		部介護2	731 単位													
	部介護3	864 単位														
	部介護4	1,001 単位														
	部介護5	1,037 単位														
	b 療養型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型A> <多床室>	部介護1	654 単位	x95/100												
		部介護2	749 単位													
		部介護3	891 単位													
		部介護4	1,028 単位													
		部介護5	1,062 単位													
		部介護1	619 単位													
		部介護2	718 単位													
		部介護3	748 単位													
		部介護4	891 単位													
部介護5		919 単位														
部介護1		619 単位														
部介護2		714 単位														
部介護3	845 単位															
部介護4	980 単位															
部介護5	1,024 単位															
(三) 療養型介護療養施設サービス費 (1日に2回)	a 療養型介護療養施設サービス費 <従来型個室>	部介護1	601 単位	x90/100												
		部介護2	684 単位													
		部介護3	826 単位													
		部介護4	903 単位													
		部介護5	981 単位													
		部介護1	695 単位													
		部介護2	792 単位													
		部介護3	920 単位													
		部介護4	999 単位													
		部介護5	1,078 単位													
		部介護1	694 単位													
		部介護2	789 単位													
	部介護3	928 単位														
	部介護4	945 単位														
	部介護5	962 単位														
	b 療養型介護療養施設サービス費 <多床室>	部介護1	601 単位	x95/100												
		部介護2	684 単位													
		部介護3	826 単位													
		部介護4	903 単位													
		部介護5	981 単位													
		部介護1	694 単位													
		部介護2	789 単位													
		部介護3	928 単位													
		部介護4	945 単位													
部介護5		962 単位														
部介護1		706 単位														
部介護2		801 単位														
部介護3	1,002 単位															
部介護4	1,080 単位															
部介護5	1,166 単位															
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日に2回)	a ユニット型療養型介護療養施設サービス費 <ユニット個室>	部介護1	706 単位	x95/100												
		部介護2	801 単位													
		部介護3	1,002 単位													
		部介護4	1,080 単位													
		部介護5	1,166 単位													
		部介護1	732 単位													
		部介護2	819 単位													
		部介護3	1,028 単位													
		部介護4	1,132 単位													
		部介護5	1,187 単位													
		部介護1	723 単位													
		部介護2	819 単位													
	部介護3	1,028 単位														
	部介護4	1,132 単位														
	部介護5	1,187 単位														
	b ユニット型療養型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型A> <ユニット個室>	部介護1	706 単位	x97/100												
		部介護2	801 単位													
		部介護3	1,002 単位													
		部介護4	1,080 単位													
		部介護5	1,166 単位													
		部介護1	732 単位													
		部介護2	819 単位													
		部介護3	1,028 単位													
		部介護4	1,132 単位													
部介護5		1,187 単位														
部介護1		723 単位														
部介護2		819 単位														
部介護3	1,028 単位															
部介護4	1,132 単位															
部介護5	1,187 単位															
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日に2回)	a ユニット型療養型介護療養施設サービス費 <ユニット個室>	部介護1	706 単位	x95/100												
		部介護2	801 単位													
		部介護3	1,002 単位													
		部介護4	1,080 単位													
		部介護5	1,166 単位													
		部介護1	732 単位													
		部介護2	819 単位													
		部介護3	1,028 単位													
		部介護4	1,132 単位													
		部介護5	1,187 単位													
		部介護1	723 単位													
		部介護2	819 単位													
	部介護3	1,028 単位														
	部介護4	1,132 単位														
	部介護5	1,187 単位														
	b ユニット型療養型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型A> <ユニット個室の多床室>	部介護1	706 単位	x95/100												
		部介護2	801 単位													
		部介護3	1,002 単位													
		部介護4	1,080 単位													
		部介護5	1,166 単位													
		部介護1	732 単位													
		部介護2	819 単位													
		部介護3	1,028 単位													
		部介護4	1,132 単位													
部介護5		1,187 単位														
部介護1		723 単位														
部介護2		819 単位														
部介護3	1,028 単位															
部介護4	1,132 単位															
部介護5	1,187 単位															

注 外泊時費用		入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して居室における試行的遠隔を認められた場合、1月につき4日を限度として1日につき800単位を算定。(2)及び(4)の基本単位に限る。	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 30単位)		
(6) 遠隔時指導等加算 (3)	(一) 遠隔時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回を限度に、400単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 退院介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、400単位を算定)	
		c 遠隔時指導加算 (400単位)	
		d 遠隔時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指導加算	(入院患者1人につき1回を限度として、300単位を算定)		
(7) 低栄養リスク改善加算 (3)	(1月につき 300単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算 (3)	(1日につき 20単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算 (3)	(一) 経口維持加算 (1) (1月につき 400単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定していない場合は、算定しない。 経口維持加算 (1)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算 (2) (1月につき 100単位を算定)		
(10) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 60単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月1回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1回につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(4日につき 18単位を算定)		
(13) 特定診療費 (3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を算定)	注 認知症専門ケア加算 (1)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 認知症専門ケア加算 (2) (1日につき 4単位を算定)		
(15) 認知症行動・心理ケア緊急対応加算	(入院後7日以内) 1日につき200単位を算定		
(16) 排せつ支援加算 (3)	(1月につき 100単位を算定)		
(17) 安全対策体制加算 (3)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 20単位を算定)	注 サービス提供体制強化加算 (1)から(4)までにより算定した単位数の合計	
	(二) サービス提供体制強化加算 (2) (1日につき 18単位を算定)		
	(三) サービス提供体制強化加算 (3) (1日につき 6単位を算定)		
	(四) サービス提供体制強化加算 (4) (1日につき 6単位を算定)		
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき 所定単位数×2.6/100.0)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算 (2) (1月につき 所定単位数×1.9/100.0)		
	(三) 介護職員処遇改善加算 (3) (1月につき 所定単位数×1.9/100.0)		
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1月につき 所定単位数×1.5/100.0)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (2) (1月につき 所定単位数×1.1/100.0)		
(21) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位数×1.7/100.0)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	

医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経費措置減算を適用しない。
 医師数条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増量加算を適用しない。
 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(3)を適用しない。
 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注										
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の条件を満たす入院患者の数が規率に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施加算	地下幅尺設備基準を満たさない場合	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施加算	栄養管理の基準を満たさない場合	若年認知症患者受入加算									
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費() 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (576 単位) 要介護2 (620 単位) 要介護3 (664 単位) 要介護4 (707 単位) 要介護5 (752 単位)	×95/100		-58 単位 -62 単位 -66 単位 -71 単位 -75 単位													
		b 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (601 単位) 要介護2 (647 単位) 要介護3 (692 単位) 要介護4 (738 単位) 要介護5 (785 単位)			-60 単位 -65 単位 -69 単位 -74 単位 -79 単位													
		c 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (593 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (683 単位) 要介護4 (728 単位) 要介護5 (774 単位)			-59 単位 -64 単位 -68 単位 -73 単位 -77 単位													
		d 診療所型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (670 単位) 要介護2 (714 単位) 要介護3 (759 単位) 要介護4 (802 単位) 要介護5 (846 単位)			-67 単位 -71 単位 -76 単位 -80 単位 -85 単位													
		e 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (699 単位) 要介護2 (746 単位) 要介護3 (792 単位) 要介護4 (837 単位) 要介護5 (884 単位)			-70 単位 -75 単位 -79 単位 -84 単位 -88 単位													
		f 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (735 単位) 要介護2 (781 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (872 単位) 要介護5 (917 単位)			-74 単位 -78 単位 -83 単位 -87 単位 -91 単位													
		(二) 診療所型介護療養施設サービス費() 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費() <従来型個室>			要介護1 (506 単位) 要介護2 (546 単位) 要介護3 (585 単位) 要介護4 (626 単位) 要介護5 (665 単位)						×95/100		-60 単位 -64 単位 -67 単位 -71 単位 -76 単位	診療所療養病床設備基準減算 -54 単位	×90/100	-5 単位	-14 単位	+120 単位
			b 診療所型介護療養施設サービス費() <多床室>			要介護1 (602 単位) 要介護2 (641 単位) 要介護3 (681 単位) 要介護4 (720 単位) 要介護5 (760 単位)								-60 単位 -64 単位 -68 単位 -72 単位 -76 単位					
			(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室>			要介護1 (689 単位) 要介護2 (734 単位) 要介護3 (778 単位) 要介護4 (821 単位) 要介護5 (865 単位)								-69 単位 -73 単位 -78 単位 -82 単位 -87 単位					
			(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室>			要介護1 (714 単位) 要介護2 (761 単位) 要介護3 (807 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (899 単位)								-71 単位 -76 単位 -81 単位 -85 単位 -90 単位					
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 (705 単位) 要介護2 (751 単位) 要介護3 (797 単位) 要介護4 (841 単位) 要介護5 (887 単位)	-71 単位 -75 単位 -80 単位 -84 単位 -89 単位															
	(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (689 単位) 要介護2 (734 単位) 要介護3 (778 単位) 要介護4 (821 単位) 要介護5 (865 単位)	-69 単位 -73 単位 -78 単位 -82 単位 -87 単位															
	(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (714 単位) 要介護2 (761 単位) 要介護3 (807 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (899 単位)	-71 単位 -76 単位 -81 単位 -85 単位 -90 単位															
	(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (705 単位) 要介護2 (751 単位) 要介護3 (797 単位) 要介護4 (841 単位) 要介護5 (887 単位)	-71 単位 -75 単位 -80 単位 -84 単位 -89 単位															

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
(4) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前準備加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 低栄養リスク改善加算 (1) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(6) 経口移行加算 (1) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(7) 経口維持加算 (1)		(一) 経口維持加算 () (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算 () (1月につき 100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算 () を算定していない場合には、算定しない。
(8) 口腔衛生管理加算 (1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
(10) 在宅連携支援機能加算 (1) (1日につき 10単位を加算)			
(11) 特定診療費 (1)			
(12) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入院後7日に限り、1日につき200単位を加算)			
(14) 排せつ支援加算 (1) (1月につき 100単位を加算)			
(15) 安全対策体制加算 (1) (入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)			
(16) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000) (二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000) (三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
(18) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 15 / 1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位数 × 5 / 1000)		注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計	

一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(1)を適用しない。
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

八 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
施設種別	サービス種別	標準単位数	人員患者の数が入院患者の定員を超えない場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	看護職員が一定の割合を超過する場合は、看護職員1名につき1.00単位を超過する。ただし、看護職員が一定の割合を超過する場合は、看護職員1名につき1.00単位を超過する。	医師の医師確保計画を超過したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が基準を満たさない場合	実働のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施減算	安全管理体制未実施減算	
大学病院等	(一) 認知症疾患介護療養施設サービス費()	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	標準単位数 386 単位	×70/100			×90/100		×90/100					
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	標準単位数 1,091 単位											
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費()											標準単位数 998 単位
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()											標準単位数 1,104 単位
			(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費()											a 認知症疾患型介護療養施設サービス費()
	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()													標準単位数 1,141 単位
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費()													a 認知症疾患型介護療養施設サービス費()
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()												標準単位数 1,004 単位
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費()												a 認知症疾患型介護療養施設サービス費()
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()											標準単位数 1,021 単位
			(1) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()											a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()
	b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()													標準単位数 969 単位
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()													a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()
		b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()												標準単位数 946 単位
		(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()												a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()
			b 経過型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()											標準単位数 1,177 単位
			(4) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()											a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()
	b 経過型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()													標準単位数 1,194 単位
	(5) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()													a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()
		b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()												標準単位数 969 単位
(6) 低栄養リスク改善加算()		a 低栄養リスク改善加算()		標準単位数 300 単位を超過しない										
		b 低栄養リスク改善加算()	標準単位数 300 単位を超過しない											
		(7) 経口移行加算()	a 経口移行加算()	標準単位数 28 単位を超過しない										
	b 経口移行加算()		標準単位数 28 単位を超過しない											
	(8) 経口維持加算()		a 経口維持加算()	標準単位数 408 単位を超過しない										
b 経口維持加算()			標準単位数 100 単位を超過しない											
(9) 口腔衛生管理加算()			a 口腔衛生管理加算()	標準単位数 90 単位を超過しない										
		b 口腔衛生管理加算()	標準単位数 90 単位を超過しない											
		(10) 療養食加算()	a 療養食加算()	標準単位数 6 単位を超過しない										
	b 療養食加算()		標準単位数 6 単位を超過しない											
	(11) 在宅復帰支援機能加算()		a 在宅復帰支援機能加算()	標準単位数 10 単位を超過しない										
b 在宅復帰支援機能加算()			標準単位数 10 単位を超過しない											
(12) 特定診療費()			a 特定診療費()	標準単位数 100 単位を超過しない										
		b 特定診療費()	標準単位数 100 単位を超過しない											
		(13) 排せつ支援加算()	a 排せつ支援加算()	標準単位数 20 単位を超過しない										
	b 排せつ支援加算()		標準単位数 20 単位を超過しない											
	(14) 安全対策体制加算()		a 安全対策体制加算()	標準単位数 22 単位を超過しない										
b 安全対策体制加算()			標準単位数 18 単位を超過しない											
(15) サービス提供体制強化加算()			a サービス提供体制強化加算()	標準単位数 6 単位を超過しない										
		b サービス提供体制強化加算()	標準単位数 6 単位を超過しない											
		(16) 介護職員処遇改善加算()	a 介護職員処遇改善加算()	標準単位数 26 / 1000										
	b 介護職員処遇改善加算()		標準単位数 19 / 1000											
	(17) 介護職員等特定処遇改善加算()		a 介護職員等特定処遇改善加算()	標準単位数 15 / 1000										
b 介護職員等特定処遇改善加算()			標準単位数 11 / 1000											
(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算()			a 介護職員等ベースアップ等支援加算()	標準単位数 5 / 1000										
		b 介護職員等ベースアップ等支援加算()	標準単位数 5 / 1000											

一定の要件を満たす入院患者の数が基準を満たさない場合には、()を適用しない。
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分				活動を行う職員等の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所者の定員を超えらるる場合	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の数以上の100を求めている場合	活動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない場合	身体拘束禁止未実施	安全管理体制未実施	栄養管理の基準を満たさない場合	療養環境の基準(前下)を満たさない場合	療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	活動を行う職員等の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症入所者受入加算
イ	(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (714 単位)												
			要介護2 (924 単位)												
			要介護3 (1,060 単位)												
			要介護4 (1,161 単位)												
			要介護5 (1,251 単位)												
	(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (626 単位)													
		要介護2 (934 単位)													
		要介護3 (1,171 単位)													
		要介護4 (1,271 単位)													
		要介護5 (1,362 単位)													
	(2) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (704 単位)												
			要介護2 (812 単位)												
			要介護3 (1,045 単位)												
			要介護4 (1,144 単位)												
			要介護5 (1,233 単位)												
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (813 単位)														
	要介護2 (924 単位)														
	要介護3 (1,154 単位)														
	要介護4 (1,252 単位)														
	要介護5 (1,342 単位)														
(3) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (698 単位)													
		要介護2 (796 単位)													
		要介護3 (1,029 単位)													
		要介護4 (1,127 単位)													
		要介護5 (1,217 単位)													
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (797 単位)														
	要介護2 (905 単位)														
	要介護3 (1,137 単位)														
	要介護4 (1,236 単位)														
	要介護5 (1,326 単位)														
ロ	(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (723 単位)	x90/100											
			要介護2 (764 単位)												
			要介護3 (972 単位)												
			要介護4 (1,059 単位)												
			要介護5 (1,138 単位)												
	(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (779 単位)													
		要介護2 (875 単位)													
		要介護3 (1,082 単位)													
		要介護4 (1,170 単位)													
		要介護5 (1,249 単位)													
	(2) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (653 単位)												
			要介護2 (748 単位)												
			要介護3 (954 単位)												
			要介護4 (1,043 単位)												
			要介護5 (1,122 単位)												
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (763 単位)														
	要介護2 (859 単位)														
	要介護3 (1,065 単位)														
	要介護4 (1,154 単位)														
	要介護5 (1,233 単位)														
(3) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (642 単位)													
		要介護2 (736 単位)													
		要介護3 (943 単位)													
		要介護4 (1,032 単位)													
		要介護5 (1,111 単位)													
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (752 単位)														
	要介護2 (847 単位)														
	要介護3 (1,054 単位)														
	要介護4 (1,143 単位)														
	要介護5 (1,222 単位)														
ハ	(1) 型特別介護医療院サービス費()	(一) 型特別介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (655 単位)	x70/100	x70/100	x90/100								夜間勤務等看護() +23単位	
			要介護2 (796 単位)												
			要介護3 (1,071 単位)												
			要介護4 (1,157 単位)												
			要介護5 (1,157 単位)												
	(二) 型特別介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (757 単位)													
		要介護2 (861 単位)													
		要介護3 (1,081 単位)													
		要介護4 (1,175 単位)													
		要介護5 (1,259 単位)													
	(2) 型特別介護医療院サービス費()	(一) 型特別介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (608 単位)												
			要介護2 (700 単位)												
			要介護3 (897 単位)												
			要介護4 (982 単位)												
			要介護5 (1,056 単位)												
(二) 型特別介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (714 単位)														
	要介護2 (806 単位)														
	要介護3 (1,033 単位)														
	要介護4 (1,086 単位)														
	要介護5 (1,161 単位)														
ニ	(1) ユニット型介護医療院サービス費()	(一) ユニット型介護医療院サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (842 単位)	x90/100											
			要介護2 (951 単位)												
			要介護3 (1,188 単位)												
			要介護4 (1,288 単位)												
			要介護5 (1,379 単位)												
	(二) 経過的ユニット型介護医療院サービス費() <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (842 単位)													
		要介護2 (951 単位)													
		要介護3 (1,188 単位)													
		要介護4 (1,288 単位)													
		要介護5 (1,379 単位)													
	(2) ユニット型介護医療院サービス費()	(一) ユニット型介護医療院サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (832 単位)		x90/100										
			要介護2 (939 単位)												
			要介護3 (1,173 単位)												
			要介護4 (1,271 単位)												
			要介護5 (1,361 単位)												
(二) 経過的ユニット型介護医療院サービス費() <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (832 単位)														
	要介護2 (939 単位)														
	要介護3 (1,173 単位)														
	要介護4 (1,271 単位)														
	要介護5 (1,361 単位)														
ホ	(1) ユニット型介護医療院サービス費() <ユニット型個室>		要介護1 (841 単位)	x97/100											
			要介護2 (942 単位)												
			要介護3 (1,162 単位)												
			要介護4 (1,255 単位)												
			要介護5 (1,340 単位)												
	(2) 経過的ユニット型介護医療院サービス費() <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (841 単位)													
		要介護2 (942 単位)													
		要介護3 (1,162 単位)													
		要介護4 (1,255 単位)													
		要介護5 (1,340 単位)													
ヘ	(1) ユニット型特別介護医療院サービス費()	(一) ユニット型特別介護医療院サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (791 単位)	x90/100											
			要介護2 (893 単位)												
			要介護3 (1,115 単位)												
			要介護4 (1,209 単位)												
			要介護5 (1,292 単位)												
	(二) 経過的ユニット型特別介護医療院サービス費() <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (791 単位)													
		要介護2 (893 単位)													
		要介護3 (1,115 単位)													
		要介護4 (1,209 単位)													
		要介護5 (1,292 単位)													
	(2) ユニット型特別介護医療院サービス費()	(一) ユニット型特別介護医療院サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (800 単位)		x90/100										
			要介護2 (896 単位)												
			要介護3 (1,104 単位)												
			要介護4 (1,194 単位)												
			要介護5 (1,272 単位)												
(二) 経過的ユニット型特別介護医療院サービス費() <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (800 単位)														
	要介護2 (896 単位)														
	要介護3 (1,104 単位)														
	要介護4 (1,194 単位)														
	要介護5 (1,272 単位)														

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的進所サービス費		入所者に対して居宅における試行的進所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき600単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき + 30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 (2)	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
ス 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ル 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヲ 経口維持加算 (2)	(一) 経口維持加算 () (1月につき 400単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算 () を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算 () (1月につき 100単位を算定)		
ワ 口腔衛生管理加算 (2)	(一) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 90単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
	(二) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 110単位を算定)		
カ 療養食加算	(1回につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
ヨ 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を算定)		
タ 特別診療費 (2)			
レ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ソ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を算定)		
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を算定)		
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り、1日につき200単位を算定)		
ネ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき140単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を算定)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき200単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を算定)		
ナ 排せつ支援加算 (2)	(1) 排せつ支援加算 () (1月につき 10単位を算定)		
	(2) 排せつ支援加算 () (1月につき 15単位を算定)		
	(3) 排せつ支援加算 () (1月につき 20単位を算定)		
ラ 自立支援促進加算 (2)	(1月につき 300単位を算定)		
ム 科学的介護推進体制加算 (2)	(1) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 40単位を算定)		
	(2) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 60単位を算定)		
ウ 長期療養生活移行加算 (2)	(入所後30日に限り、1日につき60単位を算定)		
モ 安全対策体制加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
リ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を算定)		
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を算定)		
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を算定)		
オ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 2.5 / 1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 1.9 / 1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 1.0 / 1000)		
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 1.5 / 1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 1.1 / 1000)		
ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	

夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及びへを適用する場合は、(2)を適用しない。
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和4年10月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき + 200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)						
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 44単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 36単位)						
	(3) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 12単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 58 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 21 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	+	単位
-	単位	-	単位
×	/ 100	×	/ 100
+	/ 100	+	所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 2分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合 +25/100	複数名訪問加算()	複数名訪問加算()	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算()	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 -5単位
	(2) 3分未満 (450単位)												
	(3) 3分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 2分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +10/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	
	(2) 3分未満 (381単位)												
	(3) 3分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同加算 (1月につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)													

「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 1月以内の2回以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 -5単位
	介護老人保健施設の場合 1回につき 307単位							
	介護医療院の場合							
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)								
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)								

「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導費加算	注 中山間地域等に於ける小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費 (〔2〕以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費 (在宅介護学協会管理料又は特定施設入居者等学協会管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (288単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (446単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 錠剤又は針剤の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住者施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬剤師の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1					
		(2,053単位)					
	介護老人保健施設の場合	要支援1					
		(2,053単位)					
	介護医療院の場合	要支援1					
		(2,053単位)					
		要支援2					
		(3,999単位)					
			×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内1月につき+562単位	
						+240単位	
						-376単位	
						-20単位	
						-752単位	
						-40単位	
						-376単位	
						-20単位	
						-752単位	
						-40単位	
						-376単位	
						-20単位	
						-752単位	
						-40単位	
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)					
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)					
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)					
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))						
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算()	(1月につき 150単位を加算)					
	(2) 口腔機能向上加算()	(1月につき 160単位を加算)					
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)				
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算()	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)				
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)				
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)					
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)				
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)				
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)				
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)				
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×47/1000)				注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×34/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×19/1000)					
ラ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×20/1000)				注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×17/1000)					
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×10/1000)				注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合	本数のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等、ユニ ットにおける体制 が不整備である 場合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加算()	生活機能向上 連携加算()	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費() <従来型個室>	要支援1 (474 単位)														
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費()	要支援2 (589 単位)														
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費() <従来型個室>	要支援1 (448 単位)														
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費() <多床室>	要支援2 (446 単位)														
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活介護 費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (555 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100											
		(二) 経過的単独型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (674 単位)														
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (523 単位)														
		(二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (649 単位)														
		(一) 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (523 単位)														
		(二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (649 単位)														
ハ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)																	
ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)																	
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 83 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)																	
ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 27 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)																	
チ 介護職員等ベースアップ等 支援加算 (1月につき + 所定単位 × 16 / 1000)																	

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注															
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	所用者の数及び 入所の数の合計 が数人特定員 を超えない場合	医師、看護師 長、介護職員、 理学療法士、作 業療法士、又は 介護士は原則 が基準に満たない 場合	単独のユニット リーダーをユニット 毎に配置している 場合、ユニット アにおける係別 が未定である 場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動・心 理状態緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算()	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算()	利用者に対して 送迎を行う場合														
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +184単位														
			要支援2 (721 単位)										1日につき +240単位													
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <在宅強化型〕	要支援1 (619 単位)											1日につき +46単位												
			要支援2 (762 単位)												1日につき +46単位											
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔基本型〕	要支援1 (610 単位)	1日につき +34単位																							
		要支援2 (768 単位)														1日につき +46単位										
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (658 単位)															1日につき +46単位									
		要支援2 (817 単位)																1日につき +46単位								
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔療養型〕																	要支援1 (581 単位)	1日につき +240単位						
																			要支援2 (725 単位)		1日につき +46単位					
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔療養型〕																	要支援1 (619 単位)			1日につき +46単位				
																			要支援2 (778 単位)				1日につき +46単位			
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔療養型〕																	要支援1 (581 単位)					1日につき +240単位		
																			要支援2 (725 単位)						1日につき +46単位	
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔療養型〕																	要支援1 (619 単位)							1日につき +46単位
																			要支援2 (778 単位)							
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (564 単位)		1日につき +240単位																						
		要支援2 (706 単位)			1日につき +46単位																					
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (598 単位)				1日につき +46単位																				
		要支援2 (752 単位)					1日につき +46単位																			
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔基本型〕	要支援1 (621 単位)					×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位				1日につき +184単位							
			要支援2 (782 単位)													1日につき +240単位										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 (666 単位)														1日につき +46単位									
			要支援2 (828 単位)															1日につき +46単位								
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔基本型〕	要支援1 (621 単位)	1日につき +34単位																							
		要支援2 (782 単位)																		1日につき +46単位						
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (666 単位)																			1日につき +46単位					
		要支援2 (828 単位)																				1日につき +46単位				
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔療養型〕																					要支援1 (649 単位)	×97/100		
																							要支援2 (810 単位)		1日につき +240単位	
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕																					要支援1 (649 単位)			1日につき +46単位
																							要支援2 (810 単位)			
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔療養型〕		要支援1 (649 単位)																			×97/100			
				要支援2 (810 単位)	1日につき +240単位																					
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕		要支援1 (649 単位)		1日につき +46単位																				
				要支援2 (810 単位)			1日につき +46単位																			
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位)		×97/100																						
		要支援2 (764 単位)						1日につき +240単位																		
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位)							1日につき +46単位																	
		要支援2 (764 単位)								1日につき +46単位																

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算()	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算()	(1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 1,000)
	(二) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 1,000)
	(三) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 1.6 / 1,000)
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 2.1 / 1,000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 1.7 / 1,000)
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 8 / 1,000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注
			施設を行う障 害の有無にか き算定する 場合	利用者の数 又は入居者の 数に算定する 場合	介護予防要 求の程度が 算定に算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合	介護予防要 求の程度が 算定に算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合	療養の要 求が算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合	療養の要 求が算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合	療養の要 求が算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合	療養の要 求が算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合	療養の要 求が算定さ れない場合 又は 算定に算定 されない場合
(1) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (536 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (564 単位)								
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (554 単位)								
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援1 (593 単位)								
	(二) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (626 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要支援2 (784 単位)								
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (614 単位)								
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援2 (772 単位)								
	(三) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (504 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援2 (631 単位)								
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援1 (519 単位)								
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要支援2 (647 単位)								
(2) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (563 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援2 (712 単位)								
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援1 (581 単位)								
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要支援2 (730 単位)								
	(二) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (487 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援2 (608 単位)								
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援1 (547 単位)								
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援2 (690 単位)								
	(三) 病院療養 病床介護予 防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (545 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援2 (681 単位)								
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援1 (603 単位)								
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援2 (761 単位)								
(3) ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	(一) ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 (619 単位)								
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援2 (779 単位)								
		c ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (648 単位)								
		d ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (808 単位)								
	(二) 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (619 単位)								
		b 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (779 単位)								
		c 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (648 単位)								
		d 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (808 単位)								
	(三) 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (638 単位)								
		b 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (798 単位)								
		c 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (619 単位)								
		d 経過的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (779 単位)								
(4) ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	(一) ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (619 単位)								
		b ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (779 単位)								
		c 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (619 単位)								
		d 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (779 単位)								
	(二) 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (619 単位)								
		b 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (779 単位)								
		c 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援1 (619 単位)								
		d 経過 的ユニッ ク型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	要支援2 (779 単位)								
	(5) 療養費加算	(1日につき 8単位を加算(1日に回を限度))									
	(6) 認知症 専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)									
	(7) 特定診療費										
	(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 11単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)									
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 所定単位×15/1,000) (二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 所定単位×19/1,000) (三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 所定単位×18/1,000)										
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき 所定単位×15/1,000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき 所定単位×11/1,000)										
(11) 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき 所定単位×3/1,000)										
特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

医師の人員配置費を算入する場合には、医師経路措置費を適用しない。
夜間勤務条件を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位
			要支援2 (652 単位)						
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (547 単位)						
			要支援2 (679 単位)						
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (538 単位)						
			要支援2 (670 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (577 単位)						
			要支援2 (731 単位)						
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (610 単位)						
			要支援2 (764 単位)						
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (599 単位)						
			要支援2 (753 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>		要支援1 (603 単位)	× 97 / 100					
			要支援2 (759 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>		要支援1 (630 単位)						
			要支援2 (787 単位)						
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>		要支援1 (621 単位)						
			要支援2 (777 単位)						
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (603 単位)						
			要支援2 (759 単位)						
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>		要支援1 (630 単位)						
			要支援2 (787 単位)						
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>		要支援1 (621 単位)						
			要支援2 (777 単位)						
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)								
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)								
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100		
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (941 単位)					
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (767 単位)					
				要支援2 (941 単位)					
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (826 単位)					
				要支援2 (1,021 単位)					
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (745 単位)						
			要支援2 (912 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (804 単位)						
			要支援2 (994 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (732 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100		
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (791 単位)					
			要支援2 (977 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (671 単位)					
				要支援2 (835 単位)					
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (780 単位)						
		要支援2 (940 単位)							
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (577 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100			
			要支援2 (742 単位)						
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (637 単位)						
要支援2 (822 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	× 97 / 100				
			b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)					
			要支援2 (1,120 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)					
				要支援2 (1,048 単位)					
			b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)					
	要支援2 (1,048 単位)								

(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			移動を行う施設長が勤務条件を決定しない場合	利用者の状況が利用者の状況に異なる場合	医師、薬剤師、看護師、介護士の資格の有無が異なる場合	看護補助員等の配置が異なる場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	移動を行う施設に定められた介護職員1名当たりに対する介護職員配置基準に20/100を超えている場合	
(1) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (590 単位)													
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (726 単位)													
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (652 単位)													
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (810 単位)													
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (579 単位)													
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (716 単位)													
(2) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (640 単位)													
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (798 単位)													
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (563 単位)													
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (700 単位)													
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (623 単位)													
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (781 単位)													
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (562 単位)													
		b 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (688 単位)													
	二) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (624 単位)													
		b 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (771 単位)													
	三) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (548 単位)													
		b 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (671 単位)													
(4) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (608 単位)													
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (755 単位)													
	二) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (535 単位)													
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (660 単位)													
	三) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (597 単位)													
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (744 単位)													
(5) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (536 単位)													
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (665 単位)													
	二) 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (593 単位)													
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (743 単位)													
	三) 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (510 単位)													
		b 経過のユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (629 単位)													
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (673 単位)													
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (834 単位)													
	二) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (663 単位)													
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (824 単位)													
	三) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (663 単位)													
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (824 単位)													
(7) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (688 単位)													
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (838 単位)													
	二) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (688 単位)													
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (838 単位)													
	三) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (630 単位)													
		b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (782 単位)													
四) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (630 単位)														
	b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (782 単位)														
五) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (656 単位)														
	b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (797 単位)														
六) 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	a 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援1 (658 単位)														
	b 経過のユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ()	要支援2 (797 単位)														
7) 療養費加算 (1回につき 1単位を加算(1日に1回を限度))																
8) 緊急時施設診察費			緊急時施設診察費 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)			特定診療										
9) 認知症専門ケア加算			一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)			二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)										
10) 特別診察費 ()																
11) サービス提供体制強化加算			一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)			二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)			三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)			四) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)				
12) 介護職員処遇改善加算			一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×25/100)			二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×19/100)			三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×10/100)			注 所定単位数は、(1)から(11)までより算定した単位数の合計				
13) 介護職員等特定処遇改善加算			一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×15/100)			二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×11/100)			三) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×11/100)			注 所定単位数は、(1)から(11)までより算定した単位数の合計				
14) 介護職員等特定処遇改善加算			一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×17/100)			二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×17/100)			三) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、所定単位数×17/100)			注 所定単位数は、(1)から(11)までより算定した単位数の合計				
緊急時施設診察費、特別診察費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算の算定対象外となる項目																

移動を行う施設長が勤務条件を決定しない場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 (3)及び(6)を適用する場合には、(2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準に満たな い場合	身体拘束禁止未 実施減算	生活機能向上課 換加算()	生活機能向上課 換加算()	個別機能加算 加算()	個別機能加算 加算()	居住性認知症入 居者受入加算	居療機能連携加 算	口腔衛生管理特 別加算	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推進 体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者による介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182 単位)	×70/100		-18単位	1月につき +100単位 (3月に1回を最 大)	1月につき +200単位 ただし、個別機 能加算を算定している場合は、 1月につき+ 100単位。	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を 最大)	1月につき +49単位		
	要支援2 (311 単位)			-31単位											
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56単位)			×70/100												指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,114単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,355単位 指定通所介護 ・要支援1 1,564単位 ・要支援2 3,084単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 10/100 (介護予防通所(リハビリテーション)の選択的サービス(運動機能提 高上・栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準 を規定とする。 訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 総合事業「指定第一号訪問事業」によるもの、併発 通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 総合事業「指定第一号通所事業」によるもの、がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×42/1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×33/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×12/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
介護職員等 サービスアップ等 支援加算				(1月につき + 所定単位×12/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
限度額		要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位													

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等に新行小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付用品 特殊寝台 特殊寝台付用品 床ずれ防止用具 体位変換器 歩行器 エレベーター 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を算定する(10/100を限度) 交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を算定する(10/100を限度)	交通費に相当する額(1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を加算) (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)	交通費に相当する額(1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される単位の単価で除して得た単位数を加算) (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

 令和4年10月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注								
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	- 62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算								
		要介護2 (10,168 単位)	- 111単位															
		要介護3 (16,883 単位)	- 184単位															
		要介護4 (21,357 単位)	- 233単位															
		要介護5 (25,829 単位)	- 281単位															
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)	- 91単位								事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 600単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 50人以上にサービスを行う場合 1月につき - 900単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は ()の場合 + 250単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位
		要介護2 (12,985 単位)	- 141単位															
		要介護3 (19,821 単位)	- 216単位															
		要介護4 (24,434 単位)	- 266単位															
		要介護5 (29,601 単位)	- 322単位															
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)		要介護1 (5,697 単位)	- 62単位															
		要介護2 (10,168 単位)	- 111単位															
		要介護3 (16,883 単位)	- 184単位															
		要介護4 (21,357 単位)	- 233単位															
		要介護5 (25,829 単位)	- 281単位															
ハ 初期加算 (1日につき + 30単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 600単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 100単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 200単位)																	
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 90単位)																	
	(2) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 120単位)																	
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 750単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 640単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350単位)																	
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																
	(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)																	
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)																	
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																	

注：特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× / 100 所定単位数 × / 100
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)						
	随時訪問サービス費() (1回につき 588単位)						
	随時訪問サービス費() (1回につき 792単位)						
ロ 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)		
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2-2 地域密着型通所介護費

基本部分	注													注																					
	利用者の数が利用可能な定員を超えていないこと	看護・介護職員の数が定員を超えていないこと	入浴介助を行わない場合	歩行サポーターに対する費用	2時間以上1時間未満の時間経過型通所介護を行う場合	感染症又は災害発生時の対応に要する費用の増加分を算入し、1日1単位を1単位とする	1時間以上1時間未満の時間経過型通所介護を行う場合	共生型地域型通所介護を行う場合	生活相談員配置等追加費	中山間地域等に居住する介護施設へのサービス提供追加費	入浴介助追加費()	入浴介助追加費()	中重度者ケア体制追加費	生活機能向上連携追加費	生活機能向上連携追加費	個別機能訓練追加費()	個別機能訓練追加費()	個別機能訓練追加費()	ADL維持等追加費()	ADL維持等追加費()	ADL維持等追加費()	認知症追加費	若年性認知症利用者ケア追加費	栄養アセスメント追加費	栄養改善追加費	口腔ケア追加費()	口腔ケア追加費()	口腔ケア追加費()	口腔ケア追加費()	科学的介護推進体制追加費	事業所上開通所介護を行う場合	事業所が通所介護を行う場合			
4 地域密着型通所介護の費用	(1) 3時間以上1時間未満	要介護1	415																																
		要介護2	476																																
		要介護3	538																																
	(2) 4時間以上1時間未満	要介護1	456																																
		要介護2	524																																
		要介護3	603																																
	(3) 5時間以上1時間未満	要介護1	505																																
		要介護2	584																																
		要介護3	676																																
	(4) 6時間以上1時間未満	要介護1	554																																
		要介護2	645																																
		要介護3	756																																
(5) 7時間以上1時間未満	要介護1	603																																	
	要介護2	704																																	
	要介護3	827																																	
(6) 8時間以上1時間未満	要介護1	652																																	
	要介護2	765																																	
	要介護3	903																																	
介護通所介護費(1月につき)	12,269																																		

注1 感染症又は災害発生時の対応に要する費用の増加分を算入し、1日1単位を1単位とする。注2 中山間地域等に居住する介護施設へのサービス提供追加費。注3 入浴介助追加費。注4 入浴介助追加費。注5 中重度者ケア体制追加費。注6 生活機能向上連携追加費。注7 生活機能向上連携追加費。注8 個別機能訓練追加費。注9 個別機能訓練追加費。注10 個別機能訓練追加費。注11 ADL維持等追加費。注12 ADL維持等追加費。注13 ADL維持等追加費。注14 認知症追加費。注15 若年性認知症利用者ケア追加費。注16 栄養アセスメント追加費。注17 栄養改善追加費。注18 口腔ケア追加費。注19 口腔ケア追加費。注20 口腔ケア追加費。注21 口腔ケア追加費。注22 科学的介護推進体制追加費。注23 事業所上開通所介護を行う場合。注24 事業所が通所介護を行う場合。

基本部分	利用者の数 利用定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる		定員 超過した場合は 乗数となる			
																		定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる	定員 超過した場合は 乗数となる		
認知症対応型 通所介護費 (1)	一) 3時間以上4時間未満	契約費1 (542 単位)	× 3/100																				
		契約費2 (536 単位)																					
		契約費3 (633 単位)																					
	二) 4時間以上5時間未満	契約費4 (737 単位)																					
		契約費5 (761 単位)																					
		契約費6 (568 単位)																					
	三) 5時間以上6時間未満	契約費7 (625 単位)																					
		契約費8 (633 単位)																					
		契約費9 (740 単位)																					
	四) 6時間以上7時間未満	契約費10 (797 単位)																					
		契約費11 (856 単位)																					
		契約費12 (948 単位)																					
五) 7時間以上8時間未満	契約費13 (1038 単位)																						
	契約費14 (1130 単位)																						
	契約費15 (1223 単位)																						
六) 8時間以上9時間未満	契約費16 (879 単位)																						
	契約費17 (972 単位)																						
	契約費18 (1064 単位)																						
七) 9時間以上10時間未満	契約費19 (1159 単位)																						
	契約費20 (1254 単位)																						
	契約費21 (992 単位)																						
八) 10時間以上11時間未満	契約費22 (1103 単位)																						
	契約費23 (1236 単位)																						
	契約費24 (1316 単位)																						
九) 11時間以上12時間未満	契約費25 (1424 単位)																						
	契約費26 (1024 単位)																						
	契約費27 (1126 単位)																						
十) 12時間以上13時間未満	契約費28 (1246 単位)																						
	契約費29 (1359 単位)																						
	契約費30 (1469 単位)																						
認知症対応型 通所介護費 (2)	一) 3時間以上4時間未満	契約費31 (430 単位)	× 3/100																				
		契約費32 (540 単位)																					
		契約費33 (588 単位)																					
	二) 4時間以上5時間未満	契約費34 (638 単位)																					
		契約費35 (687 単位)																					
		契約費36 (514 単位)																					
	三) 5時間以上6時間未満	契約費37 (565 単位)																					
		契約費38 (617 単位)																					
		契約費39 (669 単位)																					
	四) 6時間以上7時間未満	契約費40 (719 単位)																					
		契約費41 (769 単位)																					
		契約費42 (822 単位)																					
五) 7時間以上8時間未満	契約費43 (874 単位)																						
	契約費44 (924 単位)																						
	契約費45 (1074 単位)																						
六) 8時間以上9時間未満	契約費46 (1124 単位)																						
	契約費47 (1174 単位)																						
	契約費48 (1324 単位)																						
七) 9時間以上10時間未満	契約費49 (1374 単位)																						
	契約費50 (920 単位)																						
	契約費51 (1018 単位)																						
八) 10時間以上11時間未満	契約費52 (1118 単位)																						
	契約費53 (1219 単位)																						
	契約費54 (1318 単位)																						
認知症対応型 通所介護費 (3)	一) 3時間以上4時間未満	契約費55 (266 単位)	× 3/100																				
		契約費56 (276 単位)																					
		契約費57 (284 単位)																					
	二) 4時間以上5時間未満	契約費58 (394 単位)																					
		契約費59 (278 単位)																					
		契約費60 (289 単位)																					
	三) 5時間以上6時間未満	契約費61 (288 単位)																					
		契約費62 (308 単位)																					
		契約費63 (318 単位)																					
	四) 6時間以上7時間未満	契約費64 (444 単位)																					
		契約費65 (459 単位)																					
		契約費66 (476 単位)																					
五) 7時間以上8時間未満	契約費67 (509 単位)																						
	契約費68 (466 単位)																						
	契約費69 (471 単位)																						
六) 8時間以上9時間未満	契約費70 (489 単位)																						
	契約費71 (505 単位)																						
	契約費72 (521 単位)																						
七) 9時間以上10時間未満	契約費73 (522 単位)																						
	契約費74 (541 単位)																						
	契約費75 (559 単位)																						
八) 10時間以上11時間未満	契約費76 (577 単位)																						
	契約費77 (587 単位)																						
	契約費78 (539 単位)																						
九) 11時間以上12時間未満	契約費79 (558 単位)																						
	契約費80 (577 単位)																						
	契約費81 (617 単位)																						

施設長又は責任者(責任者)は、利用者の減少が一定程度以上生じた場合は、事業所同一建物内に居住する者へ同一建物を利用する認知症対応型通所介護を行う場合、「中山間地域等に居住する者へ同一サービス提供施設化加算」サービス提供施設化加算、「介護職員処遇改善加算」介護職員等特定処遇改善加算、及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額超過の訂定外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,423 単位	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2	15,318 単位					
		要介護3	22,283 単位					
		要介護4	24,593 単位					
		要介護5	27,117 単位					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,391 単位					
		要介護2	13,802 単位					
		要介護3	20,076 単位					
		要介護4	22,158 単位					
		要介護5	24,433 単位					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)								
(1) 認知症加算 ()								
(2) 認知症加算 ()								
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ()							
	(2) 看護職員配置加算 ()							
	(3) 看護職員配置加算 ()							
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 ()							
	(2)生活機能向上連携加算 ()							
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)								
ヰ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)								
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ()						
		(二) サービス提供体制強化加算 ()						
		(三) サービス提供体制強化加算 ()						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ()						
		(二) サービス提供体制強化加算 ()						
		(三) サービス提供体制強化加算 ()						
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ()							
	(2) 介護職員処遇改善加算 ()							
	(3) 介護職員処遇改善加算 ()							
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ()							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ()							
キ 介護職員等ベースアップ等 支援加算								

注：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 ()	784 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする 場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算		
		要介護2 ()	800 単位											
		要介護3 ()	823 単位											
		要介護4 ()	840 単位											
		要介護5 ()	858 単位											
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 ()	787 単位										1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位
		要介護2 ()	797 単位											
		要介護3 ()	811 単位											
		要介護4 ()	827 単位											
		要介護5 ()	844 単位											
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要介護1 ()	792 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする 場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算		
		要介護2 ()	828 単位											
		要介護3 ()	853 単位											
		要介護4 ()	869 単位											
		要介護5 ()	886 単位											
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要介護1 ()	780 単位										1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位
		要介護2 ()	816 単位											
		要介護3 ()	840 単位											
		要介護4 ()	857 単位											
		要介護5 ()	873 単位											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定											
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)												
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)												
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)												
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)											
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算()	(1日につき 39単位を加算)												
	(2) 医療連携体制加算()	(1日につき 49単位を加算)												
	(3) 医療連携体制加算()	(1日につき 59単位を加算)												
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)												
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)												
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)												
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)											
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)											
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)											
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)												
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×111/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×81/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×45/1000)												
カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×31/1000)												
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×23/1000)												
キ 介護職員等ベースアップ等 支増加算			(1月につき +所定単位×23/1000)											

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた
歯科衛生士が、介護職員に対する
口腔ケアに係る技術的助言及び指導
を月1回以上行っている場合

注
所定単位は、イからラまでにより算定し
た単位数の合計

注
所定単位は、イからラまでにより算定し
た単位数の合計

注
所定単位は、イからラまでにより算定し
た単位数の合計

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体障害者止未実施加算	入居継続支援加算()	入居継続支援加算()	生活機能向上連携加算()	生活機能向上連携加算()	個別機能訓練加算()	個別機能訓練加算()	ADL維持等加算()	ADL維持等加算()	夜間看護体制加算	標準看護加算()	災害準備加算	口腔衛生管理体加算	口腔・栄養スタッフ・ケア加算		
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (542 単位)	×70/100	-54単位			1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を確定して10年未満は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +31単位	1月につき +15単位	1日につき +19単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +1単位 (1月に1回を限度)		
	要介護2 (609 単位)		-61単位															
	要介護3 (679 単位)		-68単位															
	要介護4 (744 単位)		-74単位															
	要介護5 (813 単位)		-81単位															
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (542 単位)	×70/100	-54単位			1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を確定して10年未満は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +31単位	1月につき +15単位	1日につき +19単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +1単位 (1月に1回を限度)		
	要介護2 (609 単位)		-61単位															
	要介護3 (679 単位)		-68単位															
	要介護4 (744 単位)		-74単位															
	要介護5 (813 単位)		-81単位															
ハ 退院・退所時連携加算(1を算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)																
ニ 看護介護加算 (1を算定する場合のみ算定)	(1)看護介護加算()	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 22単位を加算)																
		(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)																
		(3) 死亡日前7日又は10日 (1日につき 680単位を加算)																
		(4) 死亡日 (1日につき 1,200単位を加算)																
(2)看護介護加算()	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 672単位を加算)																	
	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 648単位を加算)																	
	(3) 死亡日前7日又は10日 (1日につき 1,180単位を加算)																	
	(4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)																	
ホ 認知症専門ケア加算 (1を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)																
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)																
ヘ 科学的介護推進体制加算(1を算定する場合のみ算定)		(1月につき 49単位を加算)																
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 21単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 8単位を加算)																
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	15月につき + 所定単位×82/1000																
	(2) 介護職員処遇改善加算()	15月につき + 所定単位×60/1000																
	(3) 介護職員処遇改善加算()	15月につき + 所定単位×33/1000																
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	15月につき + 所定単位×18/1000																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	15月につき + 所定単位×12/1000																
ニ 介護職員等ベースアップ等 加算加算	(1月につき + 所定単位×15/1000)																	

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合	注	注	注	注	注	注	注
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位
		要介護2 (17,403 単位)									-925単位
要介護3 (24,464 単位)	-925単位										
要介護4 (27,747 単位)	-925単位										
要介護5 (31,386 単位)	-925単位										
要介護1 (11,206 単位)	-925単位										
要介護2 (15,690 単位)	-925単位										
要介護3 (22,042 単位)	-925単位										
要介護4 (25,000 単位)	-925単位										
要介護5 (28,278 単位)	-925単位										
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (570 単位)									-2,914単位
		要介護2 (637 単位)									-925単位
		要介護3 (705 単位)									-925単位
		要介護4 (772 単位)									-925単位
		要介護5 (838 単位)									-925単位
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)									-30単位
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 800単位を加算)									-30単位
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 500単位を加算)									-30単位
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									-30単位
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)									-30単位
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)									-30単位
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))									-30単位
リ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 ()	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									-30単位
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 ()	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									-30単位
ヌ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算 ()	(1回につき +150単位/月2回を限度)									-30単位
	(2) 口腔機能向上加算 ()	(1回につき +160単位/月2回を限度)									-30単位
ル 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)									-30単位
ヲ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)									-30単位
コ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算 ()	(1月につき 500単位を加算)									-30単位
	(2) 特別管理加算 ()	(1月につき 250単位を加算)									-30単位
カ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)									-30単位
ヨ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算 ()	(1月につき 3,000単位を加算)									-30単位
	(2) 看護体制強化加算 ()	(1月につき 2,500単位を加算)									-30単位
ク 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)									-30単位
レ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)									-30単位
リ 褥瘡マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算 ()	(1月につき 3単位を加算)									-30単位
	(2) 褥瘡マネジメント加算 ()	(1月につき 13単位を加算)									-30単位
ソ 排せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 10単位を加算)									-30単位
	(2) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 15単位を加算)									-30単位
	(3) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 20単位を加算)									-30単位
ネ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									-30単位
ナ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ()									-30単位
		(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 750単位を加算)								-30単位
		(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 640単位を加算)								-30単位
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 350単位を加算)									-30単位
	(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 25単位を加算)									-30単位
	(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1月につき 71単位を加算)									-30単位
ラ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×102/1,000)									-30単位
	(2) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×74/1,000)									-30単位
	(3) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×41/1,000)									-30単位
ム 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×15/1,000)									-30単位
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×12/1,000)									-30単位
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1,000)									-30単位

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、イ(1)の単位数を算入

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 15 / 100		+ 5 / 100
		要支援2 (6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)						
		要支援2 (6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (423 単位)						
		要支援2 (529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算						
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算()	(1月につき +200単位)						
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 750単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 21単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×102 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×74 / 1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×41 / 1000)						
ラ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×15 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×12 / 1000)						
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	3ユニットで 夜勤を行う 職員の員数 を2人以上と する場合	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (760 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (788 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 30単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)									
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)									
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)									
カ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。